

松江市告示第 463 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和 4 年 8 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

記

指定代理納付者に 納付させる歳入	指定代理納付者の 名称及び事務所の所在地	指定年月日	指定代理納付者に 歳入を納付させる期間
松江市ふるさとづくり 寄附金（インターネット による公金支払の方法 により代理納入される ものに限る。）	株式会社アイモバイル 東京都渋谷区桜丘町 22-14 株式会社 DG フィナンシャルテ クノロジー 東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7	令和 4 年 8 月 31 日	令和 4 年 9 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで